

○茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

平成5年8月20日

規則第31号

改正 平成7年3月27日規則第12号

平成7年9月29日規則第30号

平成10年5月15日規則第18号

平成11年3月25日規則第16号

平成12年3月1日規則第6号

平成12年12月22日規則第56号

平成14年3月27日規則第12号

平成15年10月1日規則第40号

平成16年3月26日規則第24号

平成16年6月23日規則第43号

平成17年12月21日規則第64号

平成19年12月18日規則第49号

(題名改称)

平成20年10月1日規則第28号

平成22年2月25日規則第1号

平成24年3月30日規則第18号

平成24年6月29日規則第32号

平成26年6月30日規則第26号

平成26年10月1日規則第40号

平成29年12月27日規則第72号

令和元年9月27日規則第20号

令和2年7月29日規則第40号

令和3年3月25日規則第15号

注 平成7年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則49・一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(環境指導員の職務等)

第3条 条例第10条第1項の環境指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市が行う減量化及び資源化の運動に対する参加及び協力に関すること。
- (2) 地域における減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理等に関する指導及び啓発に関すること。
- (3) 条例第11条第2項に規定する廃棄物等集積場所に関する指導に関すること。
- (4) その他一般廃棄物に関する市との連絡調整に関すること。

- 2 環境指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の環境指導員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 環境指導員は、再任されることができる。

(平12規則6・平14規則12・平17規則64・平19規則49・一部改正)

(多量排出事業者の指定等)

第4条 条例第16条第1項に規定する多量排出事業者は、一事業所単位で、年間おおむね60トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者とする。

2 条例第16条第2項に規定する減量化等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物の発生量並びに種類及びその種類ごとの数量の見込み
- (2) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び資源化委託先並びに再生品名
- (3) 事業系一般廃棄物のうち減量化をすることができるものの種類及び数量並びに減量化の方法
- (4) その他減量化及び資源化の計画

3 条例第16条第3項の規定による届出は、減量化等計画書記載事項変更届出書(第1号様式)により行うものとする。

(平11規則16・平14規則12・平17規則64・平19規則49・一部改正)

(改善勧告)

第5条 条例第17条の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。

(平14規則12・一部改正)

(受入拒否)

第6条 条例第18条の規定による事業系廃棄物の受入れの拒否は、廃棄物受入拒否通知書により行うものとする。

(平14規則12・平17規則64・平19規則49・一部改正)

(多量の一般廃棄物)

第7条 条例第19条第2項に規定する多量の一般廃棄物は、100キログラム以上の一般廃棄物とする。

(平14規則12・一部改正)

(指定収集袋等)

第7条の2 条例第22条の2第2項に規定する指定収集袋(以下「指定収集袋」という。)は、汚水が漏れず、耐水性及び内容物が識別できる程度の透明性を有するもので、別表第1に定めるものとする。

2 条例第22条の2第2項ただし書に規定する場合は、次に掲げる一般廃棄物を他の一般廃棄物と分別し、排出する場合とする。

- (1) 資源物
- (2) 草、葉及び枝
- (3) 紙おむつ
- (4) ストーマ装具の使用及び腹膜透析により生じる廃棄物
- (5) 乾電池
- (6) 蛍光灯、水銀体温計その他の水銀又はその化合物が使用されている廃棄物
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

(令3規則15・追加)

(指定収集袋の使用による事業系一般廃棄物の排出)

第7条の3 指定収集袋の使用による事業系一般廃棄物の排出は、1回につき40リットル袋1袋に相当する量を限度とする。

(令3規則15・追加)

(禁止命令)

第8条 条例第26条第2項の規定による命令は、禁止命令書により行うものとする。

(平17規則64・追加、平19規則49・旧第8条の2繰上・一部改正)

(一般廃棄物の処理の届出)

第9条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、尿尿の処理、浄化槽の清掃又は動物の死体の処理を受けようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 占有者等(尿尿の処理を受けている者に限る。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は世帯及び人員に変更があったとき。
- (2) 尿尿の処理に係る手数料の取扱区分を変更すべき事由が生じたとき。
- (3) 尿尿の処理を中止し、又は廃止するとき。

(平11規則16・追加、平14規則12・一部改正、平16規則24・旧第9条の2繰上、平19規則49・全改)

(尿尿の収集の確認)

第10条 市長は、尿尿の処理(条例別表第1の1の項第1号に規定する定額によるものに限る。)を行ったときは、尿尿くみ取り済票を当該尿尿の処理を受けた者に交付するものとする。

2 市長は、尿尿の処理(条例別表第1の1の項第2号に規定する従量によるものに限る。)又は浄化槽の清掃を行ったときは、尿尿(浄化槽汚泥)処理券により、当該尿尿の処理又は浄化槽の清掃を受けた者に確認を求めるものとする。

(平15規則40・一部改正、平19規則49・全改)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第11条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業等許可(許可更新)申請書(第2号様式)により市長に申請しなければならない。

(平15規則40・一部改正、平19規則49・全改)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請等)

第12条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)が、法第7条の2第1項の規定による収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、一般廃棄物収集運搬業等変更許可申請書(第3号様式)に当該変更の申請に係る許可証を添えて市長に申請しなければならない。

(平10規則18・一部改正、平19規則49・全改)

(許可の基準)

第13条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可又は同条第2項若しくは第7項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新をする場合の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 申請者が自ら事業を実施する者であること。
- (2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める事項を実施

するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であること。

2 前項の規定は、法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をする場合について準用する。

(平19規則49・全改)

(許可証の交付等)

第14条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項、同条第2項若しくは第7項又は法第7条の2第1項の規定による許可をしたときはその旨を、許可をしないときはその旨及び理由を書面により申請者に通知するものとする。この場合において、許可をしたときは、許可の種別に応じ、次に掲げる許可証を申請者に交付するものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可証(第4号様式)
- (2) 一般廃棄物処分業許可証(第5号様式)
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可証(第6号様式)
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可証(第7号様式)

2 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平19規則49・全改)

(許可証の再交付)

第15条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書(第8号様式)により市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

2 許可証の損傷又は汚損により前項の規定による申請を行う者は、同項の申請書に当該損傷し、又は汚損した許可証を添付するものとする。

3 許可証の亡失により許可証の再交付を受けた者が、当該亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。

(平19規則49・全改)

(事業の廃止等の届出)

第16条 法第7条の2第3項の規定による届出は、廃止又は変更の日から10日以内に、事業廃止・変更届出書(第9号様式)を市長に提出してしなければならない。

(平19規則49・全改)

(許可の取消し等)

第17条 市長は、法第7条の3又は法第7条の4に定める場合のほか、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第13条に規定する基準に該当しなくなったとき。

2 法第7条の3若しくは法第7条の4又は前項の規定による事業の全部若しくは一部の停止の命令又は許可の取消しは、事業停止命令書又は許可取消決定書により行うものとする。

(平19規則49・全改)

(許可証の返還)

第18条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可証の有効期限が経過したとき。

- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を廃止したとき。
- (4) 事業の全部の停止を命ぜられたとき。

(平7規則30・平12規則56・平14規則12・一部改正、平19規則49・全改)

(縦覧の告示)

第19条 条例第30条の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間及び時間
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出先及び提出期限
- (4) 一般廃棄物処理施設の名称
- (5) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (6) 一般廃棄物処理施設の種類
- (7) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- (8) 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (9) その他市長が必要と認める事項

(平14規則12・平17規則64・一部改正、平19規則49・全改)

(手数料等の算定の基礎等)

第20条 条例別表第1の1の項第1号の人員は、毎月1日(1歳未満の者にあっては、毎年4月1日)における世帯の人員とする。ただし、月の中途から収集した世帯については、収集した日における人員とする。

2 条例別表第1の1の項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもの
- (2) 不特定多数の者が使用する便所から排出されるもの
- (3) 臨時に収集する必要がある便所から排出されるもの
- (4) その他人員により算出することが適当でないと市長が認めるもの

3 条例別表第1の1の項第2号並びに4の項第3号及び第5号に掲げる一般廃棄物処理手数料並びに条例別表第2に掲げる産業廃棄物の処分に要する費用を算出する基礎となる数量は、市長の計量する数量による。

4 条例別表第1の4の項第3号及び第5号並びに別表第2の規則で定める一般廃棄物処理施設は、焼却施設及び破碎処理施設とする。

5 条例別表第1の4の項第2号イに規定する規則で定める特定大型ごみ及び同号ウに規定する規則で定める特定粗大ごみは、別表第2に掲げるものとする。

(平14規則12・平17規則64・一部改正、平19規則49・全改、令3規則15・一部改正)

(手数料等の徴収)

第21条 条例第35条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料は、次の各号に定めるところにより徴収する。この場合において、市長は、納入通知書により徴収するときは、これを納期限の10日前までに交付しなければならない。

- (1) 条例別表第1の1の項第1号に規定するものについては、1年分を4期に区分し、各期の末日までに徴収する。
- (2) 条例別表第1の1の項第2号及び2の項に規定するものについては、処理をした日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
- (3) 条例別表第1の3の項に規定するものについては、処理の都度徴収する。

- (4) 条例別表第1の4の項第1号、第2号及び第4号に規定するものについては、処理前に徴収する。
- (5) 条例別表第1の4の項第3号及び第5号に規定するものについては、搬入の都度徴収する。ただし、市長が認めたときは、搬入した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
- (6) 市長が前各号に掲げる方法以外の方法により徴収することが適当と認めるものについては、市長が適当と認める方法により徴収する。

2 条例第36条第1項の産業廃棄物の処分に要する費用は、処分の都度徴収する。

(平16規則43・平19規則49・全改、令3規則15・一部改正)

(手数料等の加算の基準)

第22条 条例第35条第2項の規定により同条第1項の一般廃棄物処理手数料に加算する場合は、処理が通常の方法により難しい場合とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）とする。

- (1) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもの 30パーセント相当額
- (2) 前号に掲げるもの以外のものから排出されるもの 50パーセント相当額
- (3) 浄化槽の汚泥 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
 - ア 1年6月以上2年6月未満の期間使用したもの 30パーセント相当額
 - イ 2年6月以上の期間使用したもの 50パーセント相当額

2 条例第36条第2項において準用する条例第35条第2項の規定により条例第36条第1項の産業廃棄物の処分に要する費用に加算する場合は、処分が通常の方法により難しい場合とし、その額は、50パーセント相当額とする。

(平19規則49・全改、平26規則26・一部改正)

(手数料の減免)

第23条 条例第35条第3項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 天災その他災害を受けた者が当該災害による一般廃棄物を排出するとき 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給世帯（次号において「被保護世帯等」という。）に属する者が条例別表第1の3の項及び4の項第2号及び第3号に規定する一般廃棄物を排出するとき 免除
- (3) 次に掲げる世帯に属する者が条例別表第1の4の項第1号に規定する一般廃棄物を排出するとき 免除
 - ア 被保護世帯等
 - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - エ 茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年茅ヶ崎市条例第26号）の規定による医療費の助成を受けている者の属する世帯
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき その都度市長が定める額

2 前項第3号に掲げる場合の免除は、1年度につき、一般家庭及びこれに準ずるものから20リットル袋120枚を使用して一般廃棄物が排出された場合の一般廃棄物処理手数料の額に相当する額を限度とする。

3 条例第35条第3項の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（第10号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。

5 市長は、第3項の規定による申請があった場合において、減免の承認をするときはその旨を、減免の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を申請者に通知するものとする。

(平19規則49・追加、平20規則28・平26規則40・平29規則72・令3規則15・一部改正)

(実績報告)

第24条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎月10日までに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の実績を事業実績報告書(第11号様式)により市長に報告しなければならない。

(平19規則49・追加)

(改善命令)

第25条 法第19条の3の規定による改善命令は、改善命令書により行うものとする。

(平19規則49・旧第23条繰下・一部改正)

(措置命令)

第26条 法第19条の4第1項の規定による措置命令は、措置命令書により行うものとする。

(平19規則49・旧第24条繰下・一部改正)

(立入調査員証)

第27条 条例第39条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第12号様式)とする。

(平14規則12・平17規則64・一部改正、平19規則49・旧第25条繰下・一部改正)

(補則)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平19規則49・旧第26条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年9月1日から施行する。

(茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止)

2 茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第18号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則(以下「新規則」という。)の施行前に旧規則の規定によってした手続その他の行為は、新規則中これに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

4 旧規則の規定により調整した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成7年規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年7月1日から施行する。

(茅ヶ崎市財務規則の一部改正)

2 茅ヶ崎市財務規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成7年規則第30号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を受けている者の許可の期間は、当該期間の経過する日の翌日を起算日として1年延長するものとする。

附 則（平成11年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（茅ヶ崎市証紙条例施行規則の一部改正）

- 3 茅ヶ崎市証紙条例施行規則（平成7年茅ヶ崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年規則第12号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

（茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第25条の規定により交付されている身分証明書は、改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第25条に規定する身分証明書とみなす。

附 則（平成15年規則第40号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第24号）

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第43号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第64号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第49号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定により提出され、又は交付されている文書は、改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の相当規定により提出され、又は交付された文書とみなす。

（茅ヶ崎市事務分掌規則の一部改正）

3 茅ヶ崎市事務分掌規則（平成14年茅ヶ崎市規則3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（茅ヶ崎市財務規則の一部改正）

4 茅ヶ崎市財務規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（茅ヶ崎市歳入口座振替規則の一部改正）

5 茅ヶ崎市歳入口座振替規則（平成3年茅ヶ崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（茅ヶ崎市証紙条例施行規則の一部改正）

7 茅ヶ崎市証紙条例施行規則（平成7年茅ヶ崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第1号）

この規則は、平成22年5月1日から施行し、改正後の第11号様式の規定は、同年4月分以後の実績報告について適用する。

附 則（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第32号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年規則第26号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第14条 施行日以前に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料につき、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）第35条第2項の規定により加算する額は、第13条の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第22条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第72号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第23条第1項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分（以下「収集等」という。）に係る手数料について適用し、同日以前に行った一般廃棄物の収集等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第20号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第15号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第7条の2関係）

（令3規則15・追加）

区分	種類	容量
条例別表第1の4の項第1号に規定する 一般廃棄物	5リットル袋	5リットル相当
	10リットル袋	10リットル相当
	20リットル袋	20リットル相当
	40リットル袋	40リットル相当
条例別表第1の4の項第4号に規定する 一般廃棄物	20リットル袋	20リットル相当
	40リットル袋	40リットル相当

別表第2（第20条関係）

（平19規則49・旧別表第1・全改、平24規則18・令元規則20・一部改正、令3規則15・旧別表・一部改正）

1 特定大型ごみ

安楽椅子 鏡付き化粧だんす 書棚 食器棚 寝台 卓 たんす 机

2 特定粗大ごみ

ガス調理機器 暖房機器（灯油又はガスを燃料とするものに限る。） タイヤチェーン（金属製のものに限る。）

鉄皿鈴 その他これらに類するもの

第1号様式(第4条関係)

減量化等計画書記載事項変更届出書

年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び ㊟
代表者氏名)
電話番号

減量化等計画書の記載事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		

第2号様式(第11条関係)

(表)

一般廃棄物収集運搬業等許可(許可更新)申請書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び ㊟
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物収集運搬業(処分業)の許可(許可の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
事業所の所在地及び名称	
事業の範囲 (取扱廃棄物の種類等)	
車両その他の運搬施設の 種類及び数量	
処理施設の設置場所 及び処理能力	
取り扱う一般廃棄物の 搬入先又は処分先の 所在地及び名称	
事業の概要及び計画内容	

(裏)
取扱廃棄物の計画量等

種 類	計画量(t)	搬入先又は処分先

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 定款及び登記事項証明書(現在事項証明書)(個人にあつては、住民票の写し)
- (2) 印鑑証明書(個人にあつては、印鑑登録証明書)
- (3) 事業所、施設及び車庫の案内図
- (4) 使用する車両の写真及び自動車検査証の写し(所有権を有しない場合にあつては、当該車両を使用する権原を有することを証する書類)
- (5) 役員の名簿及び履歴書(本籍、住所、氏名、経歴及び免許又は資格の名称を記載し、並びに写真のはつてあるもの)
- (6) 従業員の名簿(住所、氏名及び年齢の記載のあるもの)
- (7) 誓約書(申請者及び役員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類(住所、氏名、役職名を一覧で記載し、各々の押印のあるもの))
- (8) 財政的基礎を確認することができるもの(法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては所得税の納税証明書)
- (9) 排出事業者(契約先事業者)の所在地及び名称を記載したもの(許可の更新の申請の場合にあつては、契約書の写し)
- (10) 許可の更新の場合にあつては、従前の許可証
- (11) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理に関し既に許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し
- (12) 保管施設等の概要(積替え保管のある場合にあつては、所在地、面積及び計画保管量)
- (13) その他市長が必要と認める書類

第3号様式(第12条関係)

一般廃棄物収集運搬業等変更許可申請書

年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び ㊟
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物収集運搬業(処分業)の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業	
許可番号		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 変更の申請に係る許可証
- (2) 事業の範囲の変更を確認することができる書類

第4号様式(第14条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

年 月 日

住所又は所在地
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	
許 可 の 年 月 日	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

第5号様式(第14条関係)

一般廃棄物処分業許可証

年 月 日

住所又は所在地
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	
許 可 の 年 月 日	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
施 設 の 所 在 地 及 び 名 称	
許 可 の 条 件	

第6号様式(第14条関係)

一般廃棄物収集運搬業変更許可証

年 月 日

住所又は所在地
氏名(法人にあっては、名称及び
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号		
許 可 の 年 月 日		
許 可 の 有 効 期 限		
事業の範囲	変更前	
	変更後	
許 可 の 条 件		

第7号様式(第14条関係)

一般廃棄物処分量変更許可証

年 月 日

住所又は所在地
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号		
許 可 の 年 月 日		
許 可 の 有 効 期 限		
事業の範囲	変更前	
	変更後	
許 可 の 条 件		

第8号様式(第15条関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
申請者 氏名(法人にあっては、名称及び ㊟
代表者氏名)
電話番号

許可証を亡失(損傷・汚損)しましたので、次のとおり許可証の再交付を申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
許可番号	
許可の年月日	
亡失、損傷又は汚損の年月日	
亡失、損傷又は汚損の理由	

備考 損傷し、又は汚損した場合は、その損傷し、又は汚損した許可証を添付してください。

第9号様式(第16条関係)

事業廃止・変更届出書

年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び ㊟
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物収集運搬業(処分業)を廃止(変更)しましたので、次のとおり届け出ます。

届 出 の 種 別	<input type="checkbox"/> 事業の廃止 <input type="checkbox"/> 事業の変更	
許 可 番 号		
許 可 の 年 月 日		
廃止又は変更の年月日		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

備考 1 「変更事項」及び「変更内容」の欄は、変更の場合にのみ記入してください。

2 次の書類を添付してください。

- (1) 許可証
- (2) 変更の場合にあつては、変更内容を確認することができる書類

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
 申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名) ㊟
 電話番号

一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物の区分	<input type="checkbox"/> 尿尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽の汚泥 <input type="checkbox"/> 動物の死体 <input type="checkbox"/> 特定家庭用機器廃棄物 <input type="checkbox"/> その他の一般廃棄物()				
減免額	円				
減免を受けようとする理由					
次のとおり決定してよいでしょうか。			起案	・	・
課長	課長補佐	担当	決裁	・	・
			施行	・	・
決定区分	<input type="checkbox"/> 減免します <input type="checkbox"/> 減免しません				
手数料	円	減免額	円	差引納付額	円
決定理由				受付印	

備考 太枠内は、記入しないでください。

第11号様式(第24条関係)

事業実績報告書

年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地
報告者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) ㊟
電話番号

一般廃棄物の収集、運搬又は処分の実績について、次のとおり報告します。

対象年月	年 月分		
事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業		
許可番号			
収 集、運 搬 又 は 処 分 の 内 訳			
受 入 先	廃棄物の種類	数量(kg)	搬入施設

備考 「受入先」の欄には、個人にあっては住所、氏名及び電話番号を、法人にあっては所在地、名称、代表者氏名及び電話番号を記入してください。

第12号様式(第27条関係)

(表)

第 号	立入調査員証
ちよう 写真貼付	所 属 職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第39条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。 年 月 日	
茅ヶ崎市長 印	

(裏)

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 (抜粋)
(立入調査)
第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 寸法は、縦60ミリメートル、横90ミリメートルとする。

第1号様式（第4条関係）

（平19規則49・全改）

第2号様式（第11条関係）

（平19規則49・全改、平24規則32・令2規則40・一部改正）

第3号様式（第12条関係）

（平19規則49・全改）

第4号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第5号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第6号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第7号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第8号様式（第15条関係）

（平19規則49・全改）

第9号様式（第16条関係）

（平19規則49・全改）

第10号様式（第23条関係）

（平19規則49・全改）

第11号様式（第24条関係）

（平19規則49・平22規則1・全改）

第12号様式（第27条関係）

（平19規則49・全改）